

特許法等の一部を改正する法律の概要について (令和3年5月21日公布)

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、デジタル化、リモート・非接触など経済活動のあり方が大きく変化したことから、このような変化に対応すべく、(1) 新型コロナウイルスの感染拡大に対応したデジタル化等の手続の整備 (2) デジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応した権利保護の見直し (3) 訴訟手続や料金体系の見直し等の知的財産制度の基盤の強化、を柱に特許法等の改正が行われ、本年5月21日に公布されました。

同改正法律の施行日は、(1) については令和3年10月1日(下記1. (2)における「窓口でのクレジットカード支払等」についてのみ令和4年4月1日)、(2) および(3) については令和4年4月1日となっています。

以下に、同改正法律の概要についてまとめましたので、ご参考に供していただければ幸いです。

1. 新型コロナウイルスの感染拡大に対応したデジタル化等の手続の整備

(1) 審判口頭審理のオンライン化【特・実・意・商】

特許の無効審判等は、従来、審判廷に出頭し、対面での口頭審理によって行われてきましたが、審判長の判断により、これをウェブ会議システムでも行うことができるようになりました。



(2) 印紙予納の廃止・料金支払方法の拡充【工】

特許料等の支払方法について、口座振込等による予納(印紙予納の廃止)や、窓口でのクレジットカード支払等が可能となりました。

(3) 意匠・商標国際出願手続のデジタル化【意・商】

意匠・商標の国際出願の登録査定のお知らせ等について、感染症拡大時に停止のおそれのある郵送に代えて、国際機関を経由した電子送付を可能とするなどの手続の簡素化が図られました。

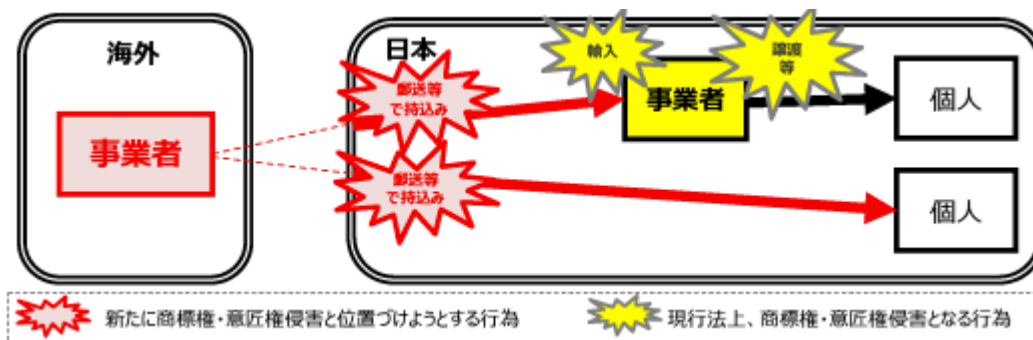
(4) 災害等の理由による手続期間徒過後の割増料金免除【特・実・意・商】

感染症拡大や災害等の理由によって特許料等の納付期間を徒過した場合に、相応の期間内において割増料金の納付が免除されることになりました。

2. デジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応した権利保護の見直し

(1) 海外からの模倣品流入への規制強化【意・商】

増大する個人使用目的の模倣品輸入に対応し、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為が、商標権等の侵害として位置付けられることになりました。



(2) 訂正審判等における通常実施権者の承諾要件見直し【特・実・意】

デジタル技術の進展等に伴う特許権等のライセンス態様の複雑化に対応し、特許権等の訂正等における通常実施権者（ライセンスを受けた者）の承諾が不要となりました。

(3) 特許権等の権利回復要件の緩和【特・実・意・商】

手続期間の徒過により特許権等が消滅した場合に、権利を回復できる要件が緩和されました。具体的には次の通りです（特許の場合）。

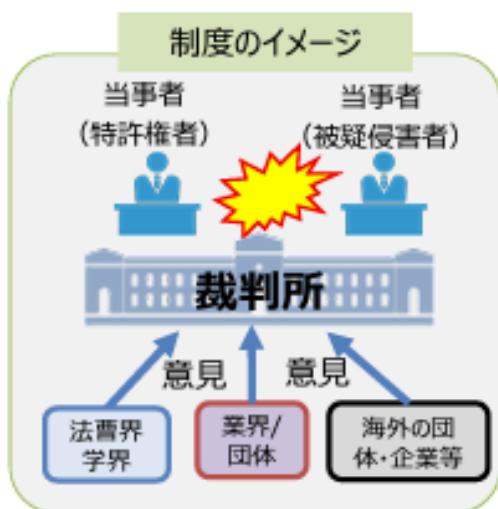
- ① 外国語の特許出願において、明細書等の翻訳文を所定の期間内に提出することができなかったことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り当該翻訳文を提出することができる。
- ② 優先権の主張を伴う特許出願において、優先期間内に当該特許出願をすることができなかったことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り当該優先権の主張をすることができる。

- ③ 特許出願審査の請求において、その請求期間内に当該請求をすることができなかつたことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り当該請求をすることができる。
- ④ 特許料の追納において、所定の期間内に当該追納することができなかつたことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り当該追納をすることができる。
- ⑤ 国際特許出願における特許管理人の選任の届出において、所定の期間内に特許庁長官に対して当該届出をすることができなかつたことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り当該届出をすることができる。
- ⑥ ①から⑤までに規定する手続をする者が支払う手数料の上限額を定める。

3. 知的財産制度の基盤強化

(1) 特許権侵害訴訟における第三者意見募集制度の導入【特・実・弁】

- ① 複雑化した特許権侵害訴訟において、裁判所が広く第三者から意見を募集できる制度を導入。
- ② 社会的影響の大きい事件において、裁判所が幅広い意見を踏まえて判断できるよう当事者の証拠収集を補完。
- ③ 弁理士が「第三者意見募集制度」における相談に応じることが可能。



(2) 特許料等の料金体系見直し【特・実・意・商・国】

審査負担増大や手続のデジタル化に対応し、収支バランスの確保を図るべく、特許料等の料金体系等を見直すこととされ、特許料等について、上限額を法定し、具体的な金額は政令で定めることとされました。

(3) 弁理士制度の見直し【弁】

- ① 弁理士を名乗って行うことができる業務として、農林水産知財業務を追加。
- ② 社員一人による特許業務法人の設立を認める「一人法人制度」の導入。
- ③ 法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」へ変更。

注) 特許法（特）、実用新案法（実）、意匠法（意）、商標法（商）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（工）、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（国）、弁理士法（弁）

- 参考文献 1) 「特許法等の一部を改正する法律の概要および同（参考資料）」（特許庁ウェブサイト）
- 2) 「特許法等の一部を改正する法律要綱」（特許庁ウェブサイト）

【別紙】

1. 特許

項目	改定前金額	改定後金額
出願料	14,000円	14,000円
出願審査請求料	138,000円＋（請求項の数 ×4,000円）	138,000円＋（請求項の数 ×4,000円）
特許料（第1年から第3年まで）	毎年 2,100円＋（請求項の数 ×200円）	毎年 4,300円＋（請求項の数 ×300円）
（第4年から第6年まで）	毎年 6,400円＋（請求項の数 ×500円）	毎年 10,300円＋（請求項の数 ×800円）
（第7年から第9年まで）	毎年 19,300円＋（請求項の数 ×1,500円）	毎年 24,800円＋（請求項の数 ×1,900円）
（第10年から第25年まで）	毎年 55,400円＋（請求項の数 ×4,300円）	毎年 59,400円＋（請求項の数 ×4,600円）

2. 実用新案

項目	改定前金額	改定後金額
出願料	14,000円	14,000円
技術評価請求料	42,000円＋（請求項の数 ×1,000円）	42,000円＋（請求項の数 ×1,000円）
登録料（第1年から第3年まで）	毎年 2,100円＋（請求項の数 ×100円）	毎年 2,100円＋（請求項の数 ×100円）
（第4年から第6年まで）	毎年 6,100円＋（請求項の数 ×300円）	毎年 6,100円＋（請求項の数 ×300円）
（第7年から第10年まで）	毎年 18,100円＋（請求項の数 ×900円）	毎年 18,100円＋（請求項の数 ×900円）

3. 意匠

項目	改定前金額	改定後金額
出願料	16,000円	16,000円
登録料（第1年から第3年まで）	毎年 8,500円	毎年 8,500円
（第4年から第25年まで）	毎年 16,900円	毎年 16,900円

4. 商標

項目	改定前金額	改定後金額
出願料	3,400円 + (区分数 × 8,600円)	3,400円 + (区分数 × 8,600円)
防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願	6,800円 + (区分数 × 17,200円)	6,800円 + (区分数 × 17,200円)
商標登録料	区分数 × 28,200円	区分数 × 32,900円
分納額（前期・後期支払分）	区分数 × 16,400円	区分数 × 17,200円
更新登録申請	区分数 × 38,800円	区分数 × 43,600円
分納額（前期・後期支払分）	区分数 × 22,600円	区分数 × 22,800円
防護標章登録料	区分数 × 28,200円	区分数 × 32,900円
防護標章更新登録料	区分数 × 33,400円	区分数 × 37,500円

5. 国際出願（特許、実用新案）関係手数料

項目	改定前金額	改定後金額
送付手数料 + 調査手数料 （日本語）	80,000円 （内 送付手数料10,000円）	160,000円 （内 送付手数料17,000円）
送付手数料 + 調査手数料 （英語）	166,000円 （内 送付手数料10,000円）	186,000円 （内 送付手数料17,000円）

国際調査の追加手数料 (日本語)	60,000円×(請求の範囲の発明 の数-1)	105,000円×(請求の範囲の発明 の数-1)
国際調査の追加手数料 (英語)	126,000円×(請求の範囲の発明 の数-1)	168,000円×(請求の範囲の発明 の数-1)
予備審査手数料(日本語)	26,000円	34,000円
予備審査手数料(英語)	58,000円	69,000円
予備審査の追加手数料 (日本語)	15,000円×(請求の範囲の発明 の数-1)	28,000円×(請求の範囲の発明 の数-1)
予備審査の追加手数料 (英語)	34,000円×(請求の範囲の発明 の数-1)	45,000円×(請求の範囲の発明 の数-1)

6. 国際登録出願(意匠)関係手数料

項目	改定前金額	改定後金額
個別指定手数料(出願料・登録料相当分)	74,600円	74,600円
個別指定手数料(更新登録料相当分)	84,500円	84,500円

7. 国際登録出願(商標)関係手数料

項目	改定前金額	改定後金額
個別指定手数料(出願料相当分)	2,700円+(区分数×8,600円)	2,700円+(区分数×8,600円)
個別指定手数料(登録料相当分)	区分数×28,200円	区分数×32,900円
個別指定手数料(更新登録料相当分)	区分数×38,800円	区分数×43,600円

注) 太字部分が今回の変更箇所。